

お見舞金申請 必要書類一覧

対象事由	対象機器	お見舞金	保障される場合	請求時に必要なもの
一部故障・全損・外装全損	パソコン タブレット スマホ 携帯電話	【一部】 一律：1万円 【全損】 一部故障：1万円 全損：5万円	・いずれも故意でないと判断される場合。 ・対象機器のいずれかが故障した場合	【一部故障】 ・状況説明書兼お見舞金請求書 ・修理領収書、見積書 ・店舗、メーカーによる修理に関するレポート等の故障を証明できるもの ・損害状況の分かる写真 【全損】 ・状況説明書兼お見舞金請求書 ・修理領収書、見積書 ・店舗、メーカーによる修理に関するレポート等の故障を証明できるもの ・新規購入した際の領収書、または、全損により新規購入したことが証明できるもの
盗難・紛失	パソコン タブレット スマホ 携帯電話	【盗難・紛失】 一律：1万円	・いずれも故意でないと判断される場合。	【盗難・紛失】 ・状況説明書兼お見舞金請求書 ・盗難、紛失が証明できる警察証明書
不正利用		【不正使用】 一律：1万円	・いずれも故意でないと判断される場合。 ・インターネット会員サイト等に登録した個人情報に流出したことにより、クレジットカードが不正に使用された場合。 ・フィッシング詐欺によりクレジットカードの不正利用、口座からの不正引出し等の金銭的損害を受けた場合。	【不正使用】 ・状況説明書兼お見舞金請求書 ・不正利用であることを証明する利用明細(原本) ・不正利用であることの証明(カード運営会社、銀行からの証明) ・決済した証明(通帳コピーやオンラインバンキング取引明細の打ち出し原本) ・不正使用を証明できる警察証明

※いずれかの保障が年1回まで受けることができます。

※まずは、お電話(0120-722-607)にて必要書類の確認と申請にいたった状況をお問い合わせ下さい。

※必要書類に、不備等がありますと保障がされない場合がありますのでご注意ください。

※不備なく申請を頂いてから、審査をさせていただいて結果が出次第、ご指定の口座に振り込ませていただきます。

(弊社到着後、1ヶ月くらいでお客様のお手元に到着いたします。)